

あい・マミーズサポート概要(刈谷・安城)

1. 所在地 あい・マミーズ刈谷：刈谷市昭和町2丁目3番地（刈谷地区体育館となり）
あい・マミーズ安城：安城市藤井町丸山202-1（安城地区ゆとりヒルズ裏）

2. 主な提供サービス

- (1) 通常保育及び早朝・延長保育
- (2) 祝日保育対応（開園日はアイシングループカレンダーに準ずる）
- (3) 給食・おやつの提供（要望により補食の提供）
- (4) 年間諸行事の開催
- (5) 育児相談
- (6) 一時保育

3. 運営体制 設置会社：(株)アイシン
管理運営（委託）：(株)アイシン・コラボ
保育業務（委託）：(株)ポピンス

4. 開園日・開園時間

- (1) 開園日 アイシングループカレンダーに準ずる
- (2) 開園時間 7:00~20:30
【基本時間】 ①~③の選択制
①7:00~18:00 ②7:30~18:30 ③8:00~19:00
【延長時間】 20:30 まで

5. 入園基準

次の要件を満たす児童を受け入れます。

- (1) 両親のどちらかがアイシングループに勤務していること
また、アイシンが認めたトヨタグループ共同利用会社の社員も対象とする
- (2) 生後43日~就学前の児童であること
- (3) 両親が働いているなど、家庭での保育が困難であること
 - ・労働時間がフルタイム（原則、実働8時間以上の仕事を月20日以上）であること
（会社が認める短時間勤務も可能とする）
 - ・何らかの理由により保護者が家庭での保育が困難であること
（例：病気または心身に障がいがある場合など）

6. 入園募集・審査方法

- (1) 申込受付期間
入園申込の受付期間は、年1回（10月頃）です。
※会社都合での移住などの場合は、別途定める
- (2) 入園審査
 - ・選考（書類・面接）
選考として、ご提出頂いた書類を元に全ての方へ面接を行います。
保育所開設趣旨である「仕事と育児の両立支援」の観点から、当該施設の利用の必要性の高い方に優先的に利用して頂きます。書類の内容等を総合的に勘案し、あい・マミーズサポートへの入園を決定させていただきます。
 - ・保育士面談
選考通過後に、保育士と保護者・お子様の三者面談を行います。

7. 利用料金 ※法改正により変更する場合がございます

(1) 利用料金は①～③の合計金額です。

(非課税)

①基本保育料金 昼食及びおやつ代・布団代を 含む	金額		請求単位
	年齢 (4/1 現在)	月額	
	0～2歳児	54,290円	当月分
	3歳児	31,430円	
	4～5歳児	28,570円	
②早朝・延長保育料金	145円/15分		前月21日～当月20日分
③補食料金	100円/1食 予約制で、19:30以降希望者に提供		前月21日～当月20日分

※基本保育時間以外の保育を「早朝・延長保育」とします。早朝・延長保育料金は、利用1分目から15分単位で請求します。

(2) 多子預け割引

兄弟姉妹が同時に在籍する場合は、最年長児の保育料は通常通りとし、その他の園児は保育料を半額とします。

※利用料金表(7-(1))②早朝・延長保育料金③補食の割引はございません。(非課税)

年齢 (4月1日現在)	保育料金/月	2人目以降保育料金/月
0～2歳児	54,290円	27,145円
3歳児	31,430円	15,715円
4～5歳児	28,570円	14,285円

8. 利用方法

(1) 毎月20日までに翌月の毎日の保育時間(延長時間も含む)・食事などをポピンズシステムマイページより予約してください。

- 日々のご利用時間(15分単位・延長時間を含む)
- お食事
- お休みのご予定

※就労等の保育の利用要件が満たされない時間帯はご利用になれません。

※保育士のシフト作成や一時保育の枠の確認があるため、期限までに必ずご提出してください。

万が一、20日前までに入力できなかった場合は、3日後より、日ごとの入力での追記・変更は可能となります。
なお、基本保育時間の変更は1ヶ月単位とします。

(2) 予約内容(延長、補食申込)に変更がある場合は、ご利用日から起算して2営業日前の17:00までに、ポピンズシステムマイページよりお申込みください。

※締切り日時を過ぎての時間延長の申込は、受けられない場合があります。

※締切り日時を過ぎての延長時間の短縮や食事等のキャンセルは、予約内容に基づき料金を請求します。

9. 利用料金の支払方法

(1) 利用料金①保育料金②早朝・延長保育料金③補食の合計金額を申込者翌月給与より控除します。申込者の給与から控除できなかった場合は、別途ご請求いたします。

(2) 退園月については、その月の末日までの①保育料を退園月に清算し、②早朝・延長保育料金③補食については、退園翌月に清算するものとします。

※天災・感染症等の理由で行政機関もしくは会社が休園を決定した場合、保育料は別途検討して決定するものとします。